

# 刑務所出所者等就労支援事業の推進

厚生労働省職業安定局

令和3年度予定額:7.3(7.4)億円

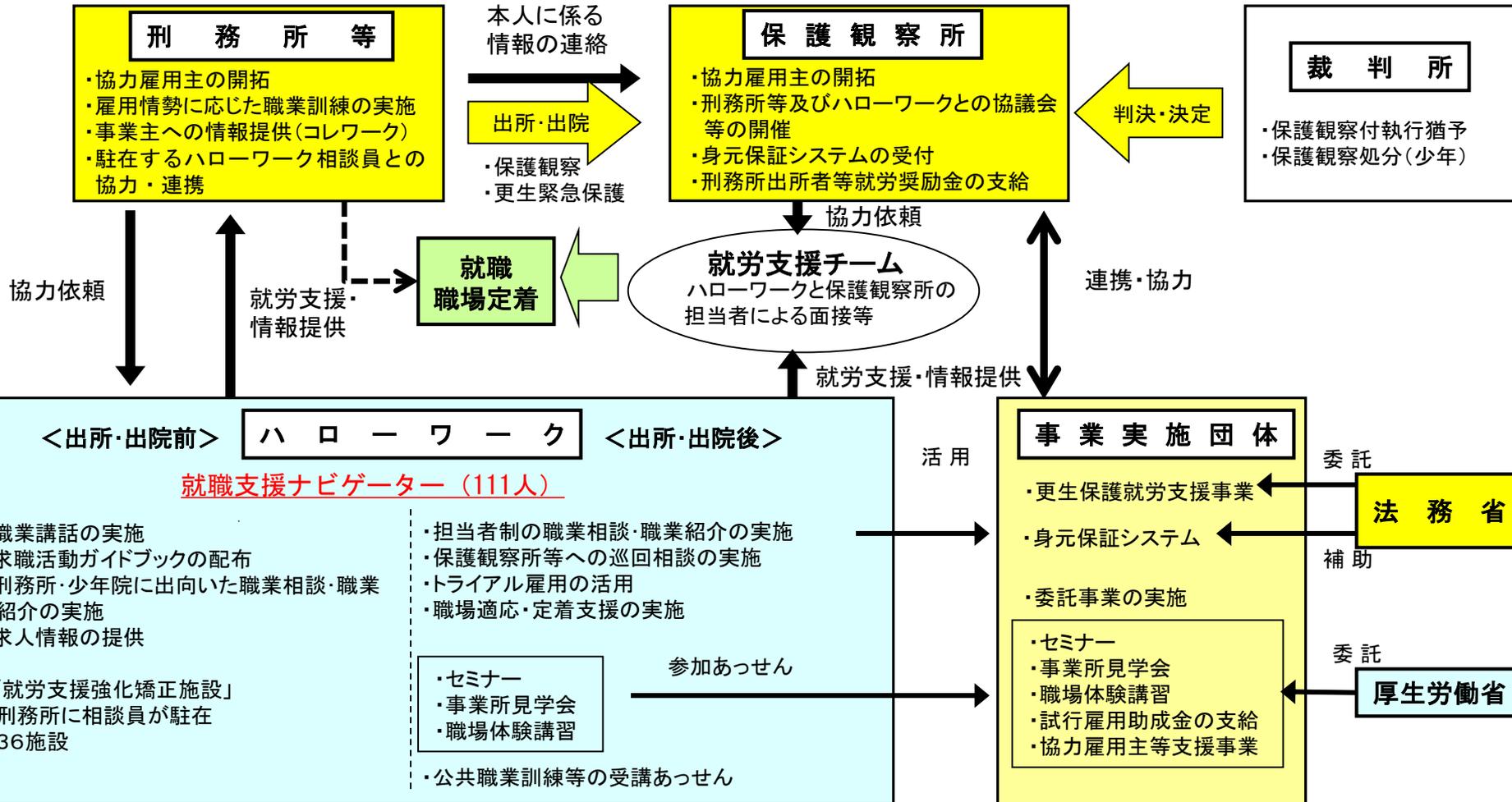
○刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及び試行雇用助成金等の支給等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立・実現を図る(平成18年度～)。

○令和元年度支援対象者総数:7,411名(対前年度279人減)

○令和元年度就職者数:3,722名(対前年度201人増)

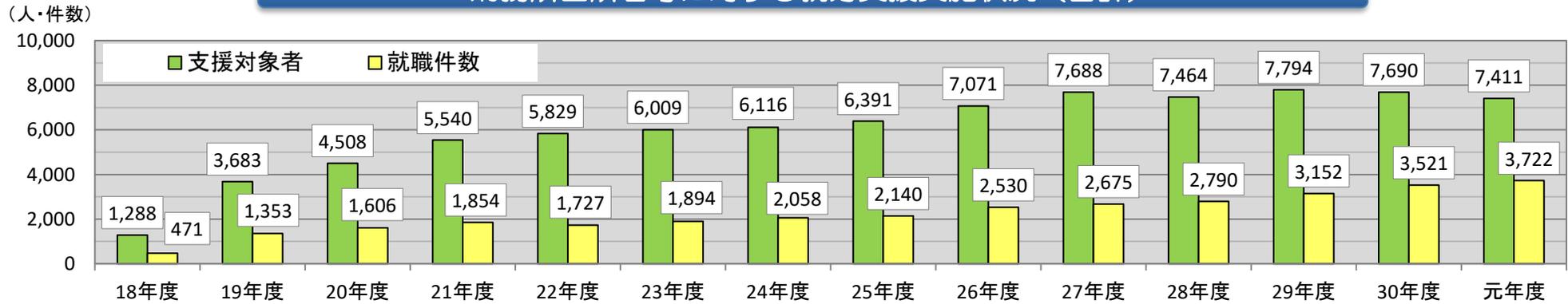
○令和3年度

◇「再犯防止推進計画」に基づいた刑務所出所者等に対する就労支援の推進  
就職支援ナビゲーターが駐在する矯正施設(就労支援強化矯正施設)36施設



# 刑務所出所者等就労支援事業の実績の推移

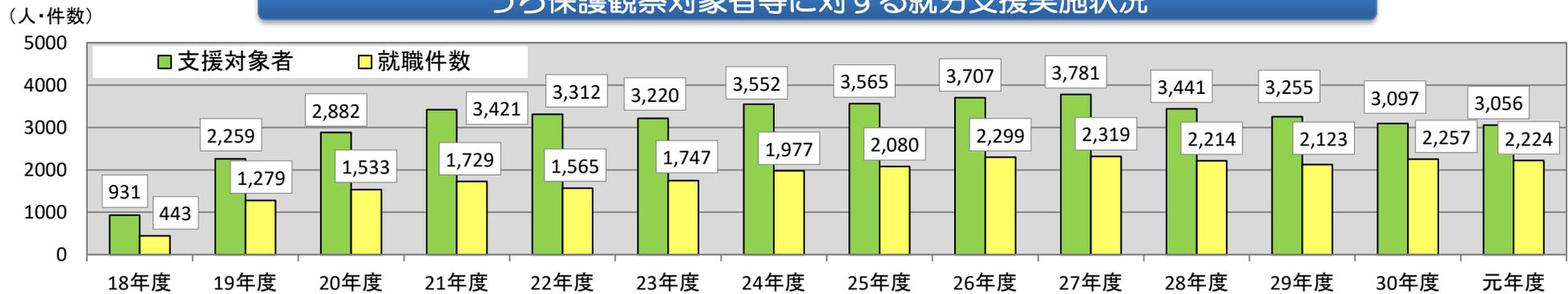
## 刑務所出所者等に対する就労支援実施状況（合計）



## うち矯正施設入所者に対する就労支援実施状況

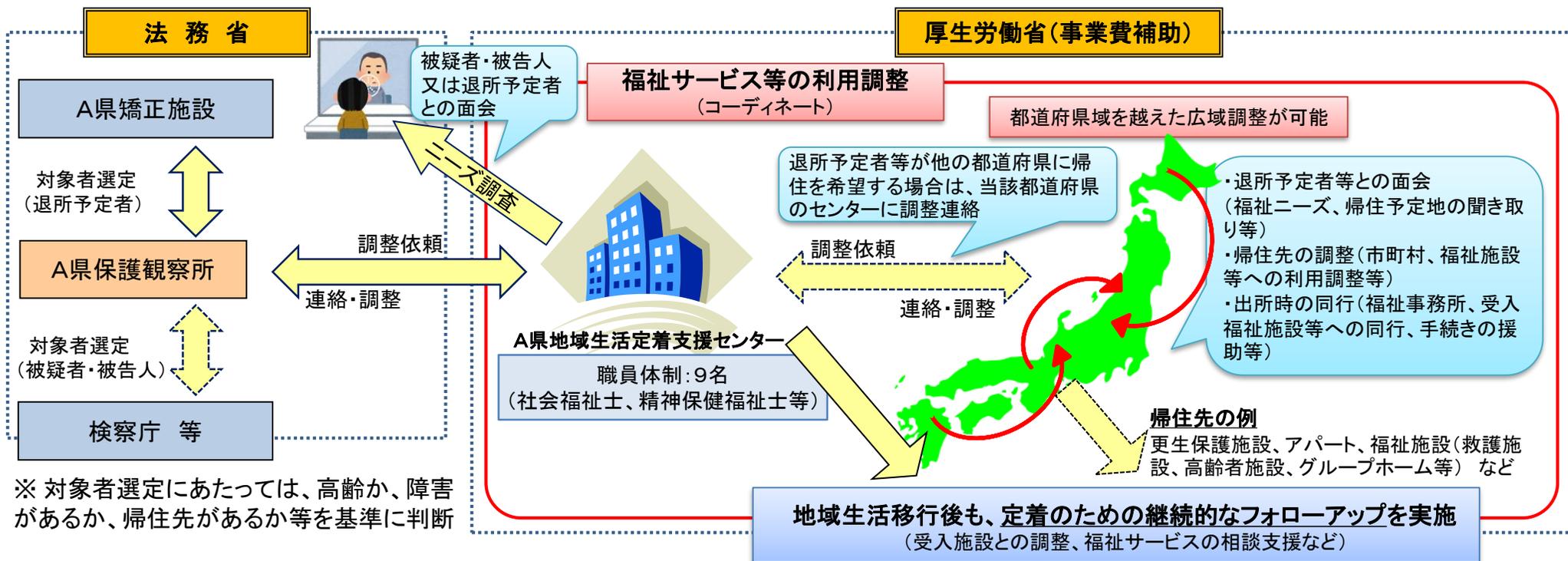


## うち保護観察対象者等に対する就労支援実施状況



# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等**で**高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者**に対して、**釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。



# 高齢・障害被疑者等支援業務について

## 【要旨】

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

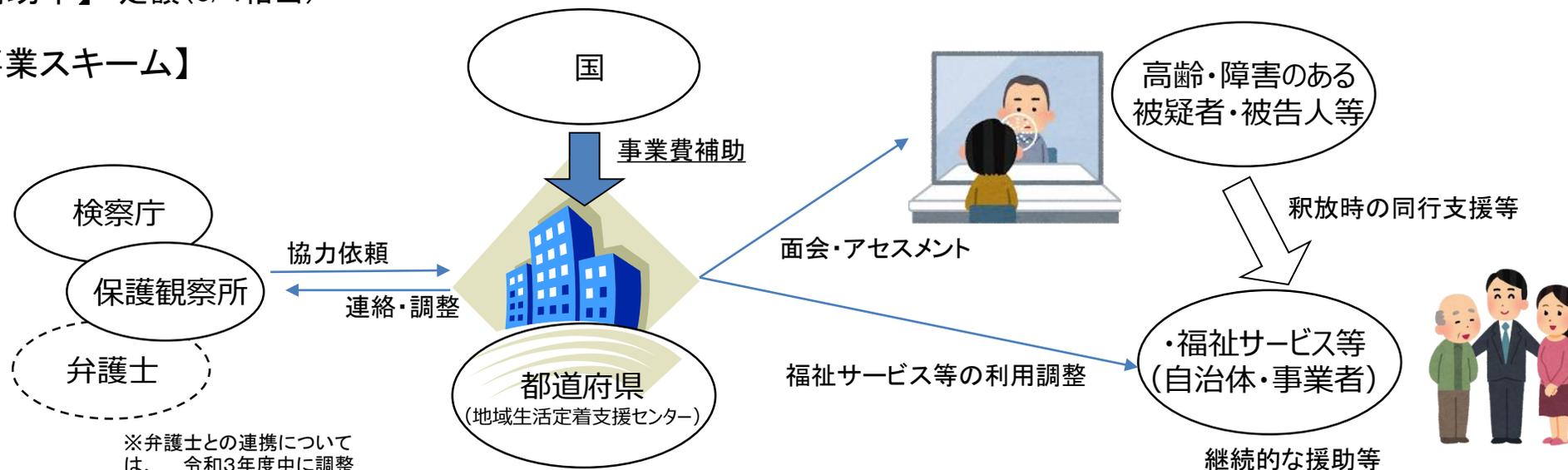
## 【事業内容】

- 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

## 【事業スキーム】



## 入口支援の背景等について

### ○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③ イ

法務省及び厚生労働省は、(中略) 一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

### ○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

(前略) 満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

(前略) 地域生活定着支援センター(中略)が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、(中略) 地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

### ○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

(前略) 再犯者を減少させるため、(中略) 福祉等の利用促進(中略)を強化するとともに、(後略)。

### ○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、(中略) 地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

## (参考) 特別調整対象者等の再入の状況 (%)

(法務総合研究所の調査結果による。平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設 から出所した高齢受刑者及び障害(知的障害・知的障害以外の精神障害)のある受刑者について、平成27年5月末日までの間における刑事施設への再入の有無を調査したものを。)

### 【高齢受刑者】



### 【障害のある受刑者】



# 地域生活定着支援センターの支援状況（令和元年度中に支援した者）

## 1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成30年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,467(1,342)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	759(677)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	582(523)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(142)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	122(126)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	384(350)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定を行った者	262(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	144(107)

## 2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,324(2,246)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	716(591)
	支援継続中の者	1,608(1,655)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	706(620)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	232(191)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	133(102)

## 3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,392(1,454)
【内訳】	支援が終了した者	600(672)
	支援継続中の者	792(782)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	119(113)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	78(57)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(25)

【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

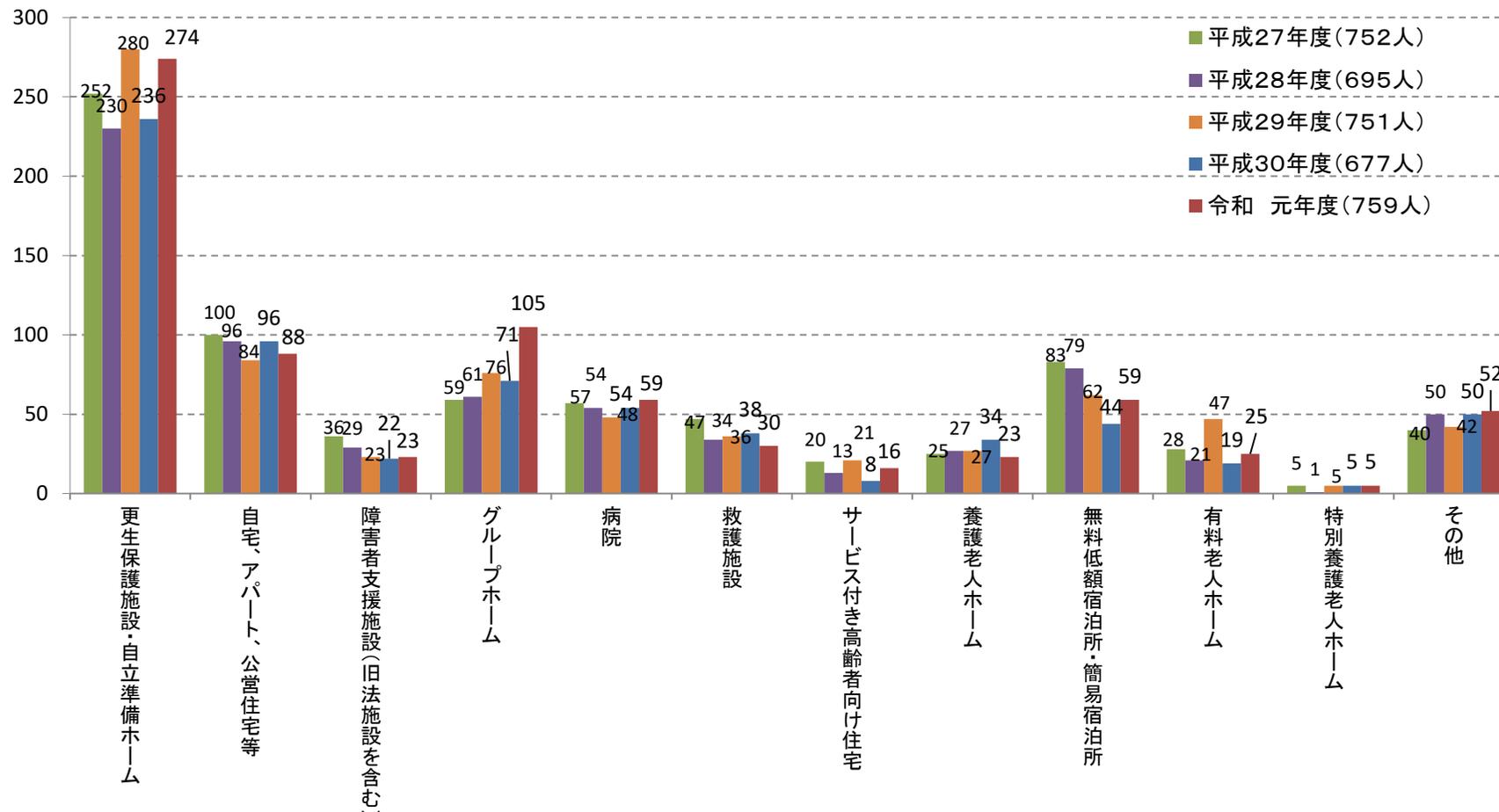
(単位:人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成30年度の実績である。

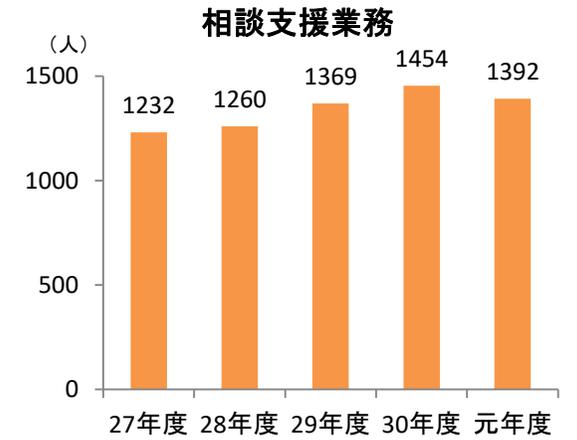
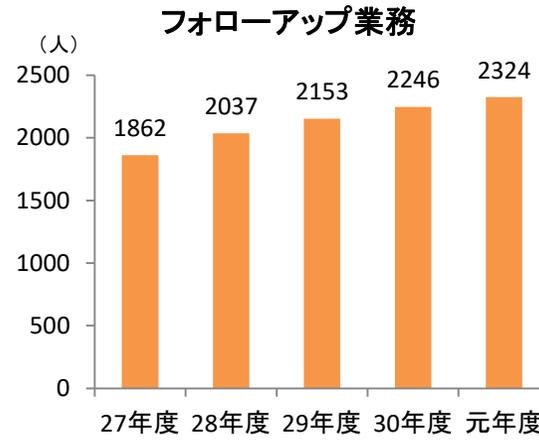
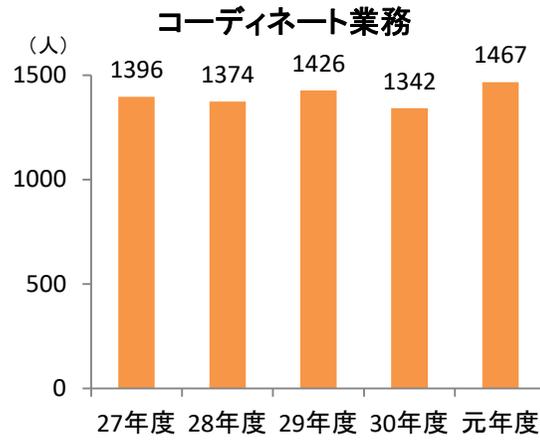
【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)

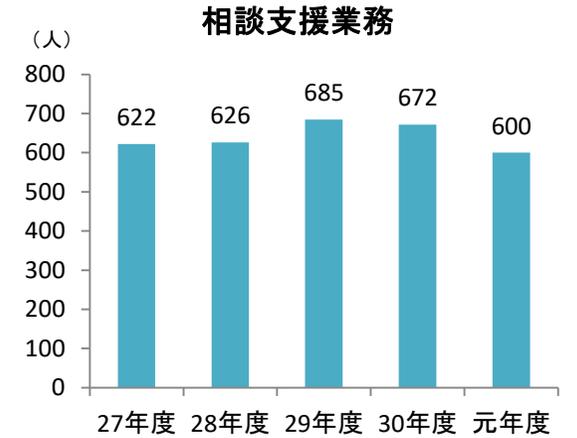
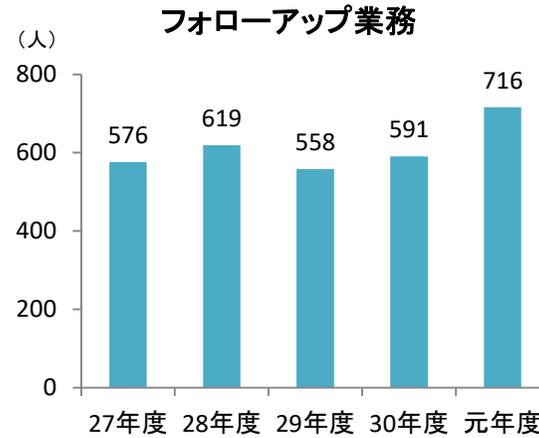
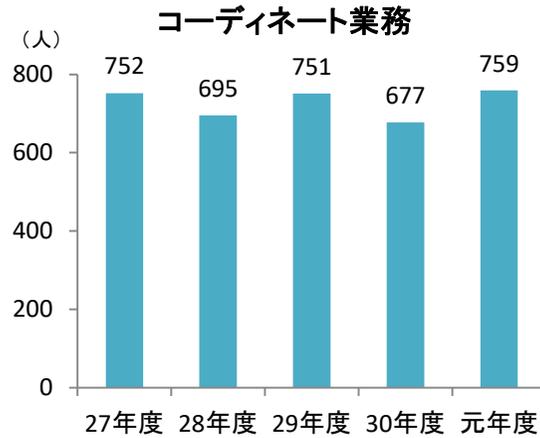


# 【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移（H27.4～R2.3）

## 1. 年度内支援実施件数



## 2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。(電話相談のみは除外)

# 厚生労働省における薬物依存症対策の取組

## 1. 専門医療機関・相談機関の整備

- ・都道府県・指定都市において、専門医療機関・治療拠点機関、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を整備
- ・国立精神・神経医療研究センター（NCNP:東京都小平市）を中心とした薬物依存症の診療、医療従事者・相談員向け研修の実施

## 2. 治療回復プログラムの普及、診療報酬の評価・加算

- ・SMARPP（薬物依存症者に対する、標準化された集団認知行動療法プログラム）等の認知行動療法の普及・実践、精神保健福祉センター等における治療・回復プログラムの実施
- ・適正に実施された薬物依存症集団療法への診療報酬加算

## 3. 薬物依存症に関する研究（厚生労働科学研究、全国拠点調査研究）

- ・再犯防止推進計画における薬物依存症者の支援を推進するための政策研究
- ・物質使用障害を抱える女性に対するプログラムの開発と有効性評価に関する研究
- ・覚醒剤事犯者の理解とサポートに関する研究

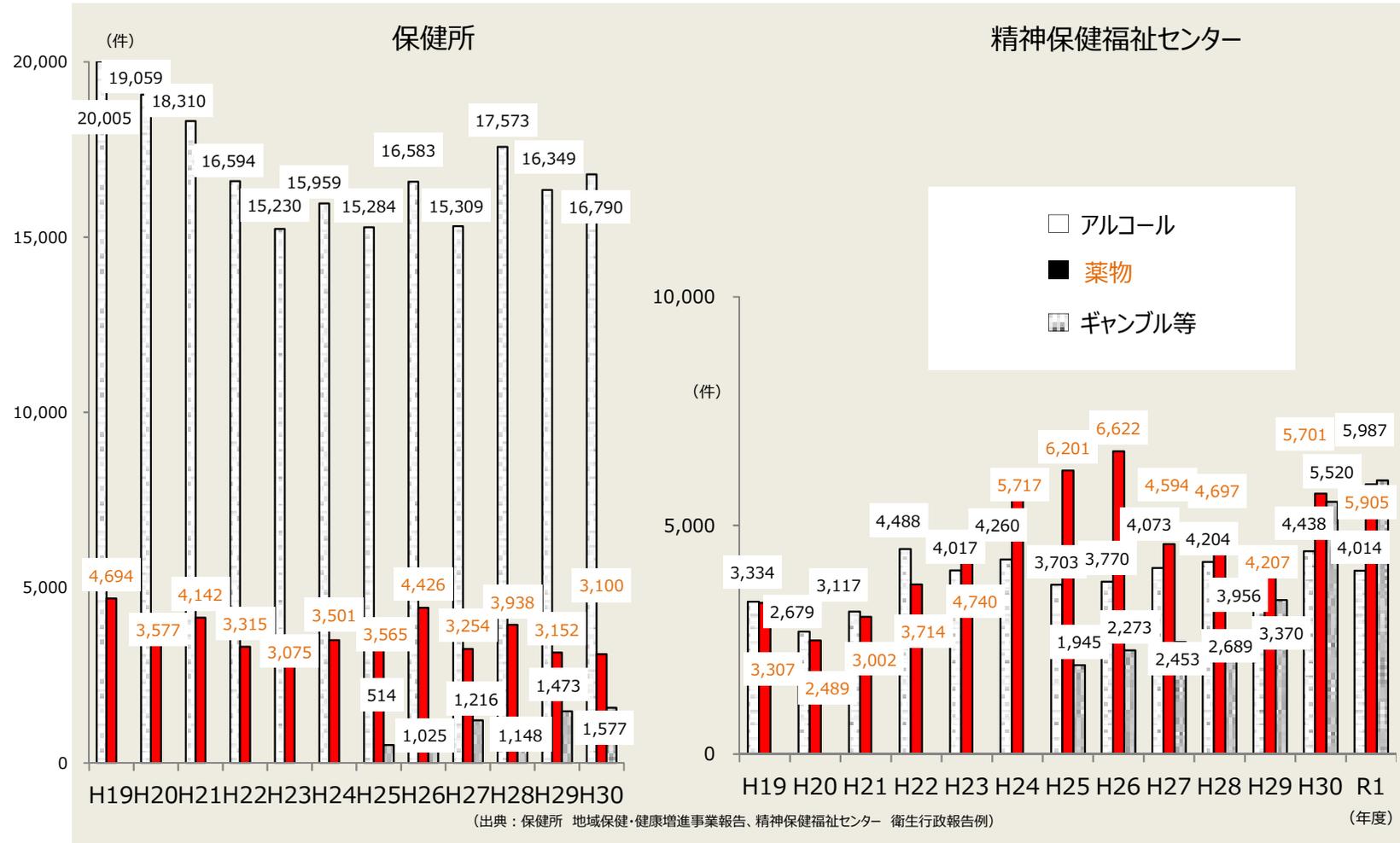
## 4. 地方自治体・民間団体等自助グループへの補助・支援

- ・精神保健福祉センター等で実施される家族支援プログラムや家族教室等の開催に係る経費への補助
- ・ダルク等依存症回復施設職員を対象とした研修の実施 等

## 5. 依存症に関する普及啓発や関係機関の連携強化

- ・薬物依存症を含む依存症全般について正しい理解を推進するため、一般向けリーフレット、ホームページ、イベント、放送番組等による情報発信や普及啓発

# 保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数



※H22年度の調査では宮城県のうち仙台市以外の保健所、精神保健福祉センターは含まれていない。 ※ギャンブルに関する相談件数は平成25年度調査より把握している。

# 薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は56自治体、専門医療機関は41自治体（拠点医療機関32自治体）で設置（R2.9.30時点）
- ・令和2年度内に、相談拠点64自治体、専門医療機関56自治体（拠点42自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	政令市	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○	京都府	○	○		札幌市	○	○	○
青森県	R2	R2	R3	大阪府	○保	○	○	仙台市	R2	○	○
岩手県	○	R3		兵庫県	○	○	○	さいたま市	○	○	○
宮城県	R2	○	○	奈良県	○			千葉市	○		
秋田県	R2	R2		和歌山県	○			横浜市	○	○	○
山形県	○	○		鳥取県	○保医	○	○	川崎市	○		
福島県	○	R3	R3	島根県		○		相模原市	○	○	○
茨城県	○	○	○	岡山県	○	○	○	新潟市	R2	○	
栃木県	R2	R2	R3	広島県	○	○	○	静岡市		R3	R3
群馬県	○	R2	R2	山口県	○	○	○	浜松市	○	R2	R2
埼玉県	○	○	○	徳島県	○	○	○	名古屋市	○	○	○
千葉県	○			香川県	○	○	○	京都市	○	○	
東京都	○	R2	R2	愛媛県	○	○		大阪市	○	○	○
神奈川県	○	○	○	高知県	○		R3	堺市	○	○	○
新潟県	R2	○	○	福岡県	○	○	○	神戸市	○	○	○
富山県	○	R2	R2	佐賀県	○医	○	○	岡山市	○	○	○
石川県	○	○	○	長崎県	○	R2		広島市	○	○	○
福井県	○			熊本県	○	R2	R2	北九州市	○		
山梨県	○	○		大分県	○	R2	R3	福岡市	○	○	○
長野県	○	○	○	宮崎県	○	R2	R2	熊本市	○	R2	R2
岐阜県	○医	○	○	鹿児島県	○	R2	R2				
静岡県	○	○	○	沖縄県	○	○					
愛知県	R3	○	R3								
三重県	○保	R2	R2								
滋賀県	R2	R2	R2								
				<b>設置都道府県数</b>	<b>39</b>	<b>27</b>	<b>20</b>				
				R2内	+6	+13	+8				
								<b>設置政令市数</b>	<b>17</b>	<b>14</b>	<b>12</b>
								R2内	+2	+2	+2
									<b>相談拠点</b>	<b>医療機関</b>	<b>拠点</b>
								計	56	41	32
								(R2内)	(64)	(56)	(42)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関  
 ※R2は令和2年度内予定